

東郷町ポイ捨て等禁止条例

(目的)

第1条 この条例は、ごみのポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を禁止することにより、美しいまちづくりを推進し、もって清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみのポイ捨て 飲食物その他の物品の容器及び包装、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、食物の残りかす、紙くず、木くず、プラスチックくずその他これらに類する物で、ごみの散乱の原因になるものをみだりに投棄し、又は放置することをいう。
- (2) 飼い犬 飼養管理されている犬をいう。
- (3) 町民等 町内に居住し、又は滞在する者をいう。
- (4) 事業者 町内で事業活動を行う者をいう。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、美しいまちづくりの推進に関する施策を実施するものとする。

(町民等の責務)

第4条 町民等は、自主的な清掃活動を行うこと等により地域の環境美化に努めるものとする。

2 町民等は、この条例の目的を達成するため、町が実施する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺の地域において、自主的な清掃活動を行うこと等により地域の環境美化に努めるものとする。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、その従業員に対する意識の啓発に努めるものとする。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、町が実施する施策に協力するものとする。

(ごみのポイ捨ての禁止)

第6条 何人も、ごみのポイ捨てをしてはならない。

(飼い犬のふんの放置の禁止)

第7条 飼い犬の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）は、飼い犬がふんを排せつしたときは、これを放置してはならない。

(回収容器の設置及び管理)

第8条 自動販売機（規則で定めるものを除く。）により飲食物を販売する者は、規則で定めるところにより、当該飲食物の容器及び包装を回収する容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(通報及び調査)

第9条 町民等は、第6条若しくは第7条の規定に違反した者を特定できる場合又は前条の規定に違反する状況を発見した場合は、その旨を町長に通報するよう努めるものとする。

2 町長は、前項の規定による通報があった場合は、必要な調査を行うものとする。

(環境美化推進員)

第10条 町長は、この条例の目的を達成するため、環境美化推進員（以下「推進員」という。）を置く。

2 推進員は、第6条又は第7条の規定に違反した者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(勧告)

第11条 町長は、第6条から第8条までの規定に違反した者に対し、規則で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第12条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その勧告に従うよう命ずることができる。

(公表)

第13条 町長は、法人又は人の業務に関し、前条の規定による命令を受けた法人又は人が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第12条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、5万円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(東郷町飼い犬のふん害等の防止に関する条例の廃止)

2 東郷町飼い犬のふん害等の防止に関する条例（平成6年東郷町条例第18号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前にした前項の規定による廃止前の東郷町飼い犬のふん害等の防止に関する条例第5条の規定に違反する行為に対する指導及び勧告の規定の適用については、なお従前の例による。